

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童扶養手当法	法令番号	昭和 36 年法第 238 号	
不利益処分の種類	支給の制限（第 9 条）	根拠条項	第 9 条	
処 分 基 準	児童扶養手当法第 9 条 児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 児童扶養手当都道府県事務取扱準則（昭和 60 年 8 月 21 日、児発第 705 号） 児童扶養手当市町村事務取扱準則（昭和 60 年 8 月 21 日、児発第 706 号） 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（昭和 48 年 10 月 31 日、児企第 48 号） による			
	対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関 こども家庭課	交付 機関 こども家庭課